



弁護士ラプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

⑤

遺言と後見について考えましょう

1・謹賀新年
今年も宜しくお願ひします。少しでも皆さまの役に立つ情報提供ができればと思っています。

2・年末の相談
昨年末に、遺言や後見に関する相談をたくさん受けました。年末年始で親族が集まる機会が増えることもあり、家族のことを考える機会が増えるからでしょう。

1. 謹賀新年
今年も宜しくお願ひします。少しでも皆さまの役に立つ情報提供ができればと思っています。

2. 年末の相談
昨年末に、遺言や後見に関する相談をたくさん受けました。年末年始で親族が集まる機会が増えることもあり、家族のことを考える機会が増えるからでしょう。

3. 遺言について
まず、お母さまに遺言書を作成してもらいましょう。遺言書がなければ、法定相続分での分割になります。もちろん相続の配分が問題です。お家の価値次第ですが、すでに相続分と異なる分割をす

が話し相手をしているのは自由です。しっかりと貴い過ぎる場合は、預貯金については遠慮するのが無難かもしれません。それでもお母さまが、何かと時間を割いてくれたことや費用負担をしてくれたことに配慮して、預貯金についても多めに渡したいと考えてくれた場合には、お母さまの意思に沿った内容の遺言書を作成してもらえば良いのです。あくまで、お母さまが希望すれば、よく、遺言書は相続人が作るものと勘違いされている方がいますが、遺言書を作るのはお母さまです。

は、預貯金については遠慮するのが無難かもしれません。それでもお母さまが、何かと時間を割いてくれたことや費用負担をしてくれたことに配慮して、預貯金についても多めに渡したいと考えてくれた場合には、お母さまの意思に沿った内容の遺言書を作成してもらえば良いのです。あくまで、お母さまが希望すれば、よく、遺言書は相続人が作るものと勘違いされている方がいますが、遺言書を作るのはお母さまです。

4・後見について
後見は、認知症になったお母さま名義の財産を活用する必要があるならば検討しましょう。遺言書の内容からして、自分が費用負担しても余りある相続が期待できるならば、お母さまの経済的負担を一手に引き受けることも考えうるでしょう。その際、お母さまが認知症であれば、お母さま名義の財産を処分することができませんので、後見人を付けることとなります。認知症になる前であれば任意で後見も利用できます。

また、遺言書の内容はお母さまが自由に書き換えられますので、相続の内容も未定です。やはり、お母さま名義の財産を処分するなりして活用

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所) 大阪
市北区梅田1-2-2-1000号、電話06-6345-1618(午前10時~午後5時)、fujino@umeda-law.jp。主な役職は、大分遺言相統委員会委員、専門相談員(遺言相統)家事債務整理▽交通▽労働▽建築)、大阪住宅紛争審査会運営委員。ヒラティス受講。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。読者や、その紹介でも初回相談無料、電話も可。